

## 放課後児童クラブの民間委託の検討について

### 1 放課後児童健全育成事業について

#### (1) 事業の趣旨

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。(児童福祉法第6条の3第2項)

放課後児童健全育成事業を行う場所＝放課後児童クラブ (放課後児童クラブ運営指針)

#### (2) 放課後児童クラブで提供される支援の内容

- ・ 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- ・ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ・ 遊びを通して自主性・社会性・創造性を培うこと
- ・ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ・ その他、児童の健全育成上必要な活動

### 2 本市における取扱いについて

#### (1) 対象児童 (入会要件)

旭川市内の小学校に就学している児童(1年生～6年生)のうち、次のいずれかの理由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童を対象とする。

※過去5年間に放課後児童クラブ運営負担金の未納がないこと。

事由		内容
①	保護者の就労	1か月に15日以上かつ3か月以上継続している(する見込みがある)こと。 ※次の時間以降、保護者が留守であることが必要です。 1年生：14時00分 2年生：14時30分 3年生以上：15時00分
②	母親の妊娠・出産	出産前3か月もしくは出産後3か月以内であること。
③	保護者の疾病・障害	病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること。
④	同居親族の介護・看護	親族等を常時介護または看護していること。
⑤	家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること。
⑥	就労を目的とした就学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること(1か月15日以上かつ3か月以上継続)。
⑦	虐待やDVのおそれがあるとき	個別にご相談ください。
⑧	特に市長が必要と認めたとき	

(2) 開会時間

区分	時間
通常開会日（学校の授業日）	児童の下校時 ～ 18時30分
土曜日	8時00分 ～ 18時30分
学校の長期休業期間	
学校行事等の振替休業日	

(3) 開会しない日

定例休会	・日曜日、祝日
	・年末年始（12月30日～1月4日）
	・新年度受入準備（3月30日～31日）
臨時休会	・インフルエンザ等により、休校となる場合
	・台風や大雪等により、休校となる場合
	・休会が適当であると市長が認めた場合

(4) 利用料（児童1人当たり）

区分	説明	金額
運営負担金	運営に必要な経費	月額4,000円 ※H28.9から負担金額見直し (月額3,000円→月額4,000円)
傷害保険料	事故やけがに対する補償	年額800円
児童クラブ費	おやつや工作費など児童に還元するもの	児童クラブごとに定める額 (月額1,500円～月額2,000円)

(5) 運営負担金の減免

区分	減免内容
生活保護を受給する世帯	月額4,000円 → 0円
就学援助基準の準要保護世帯	月額4,000円 → 月額1,500円
2人以上が同時に入会する場合	(1人目) 変更なし (2人目以降) 月額4,000円→月額1,500円

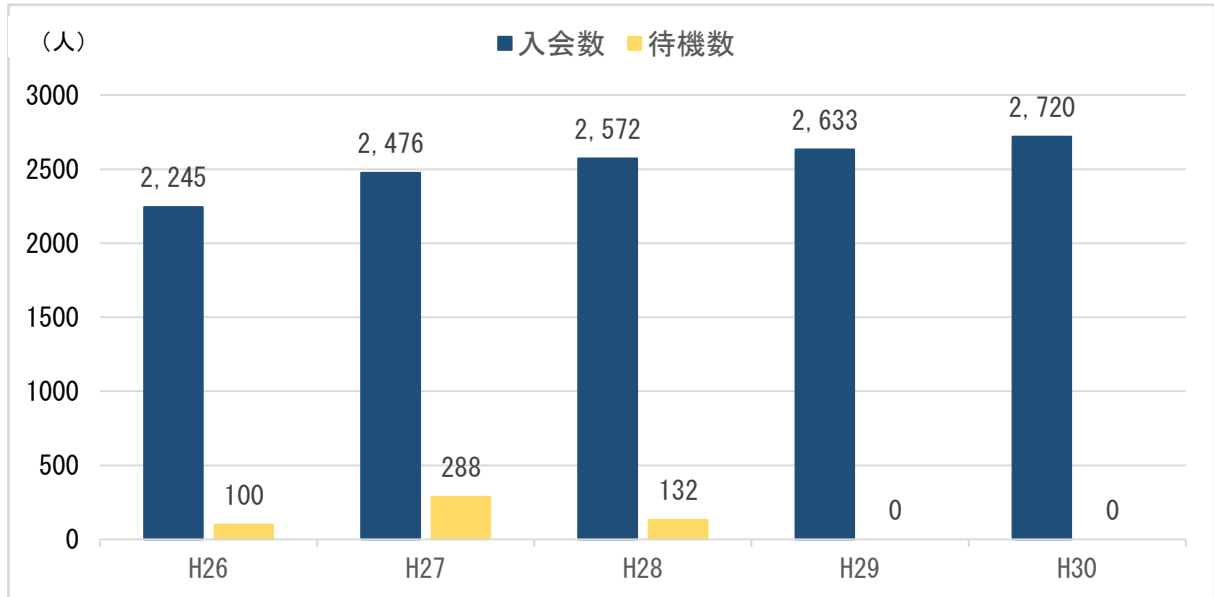
(6) 支援体制

区分	人数	説明
放課後児童クラブ支援員（常勤）	2～3人	旭川市嘱託職員（月給）
放課後児童クラブ支援員（代替）	必要数	旭川市嘱託職員（時給）
放課後児童クラブ補助員	必要数	旭川市嘱託職員（時給）
放課後児童クラブ主事	1人	対象小学校の校長
放課後児童クラブ主事補	1人	対象小学校の教頭

※現在、常勤支援員160人、代替支援員（補助員）210人を任用

### 3 放課後児童クラブの現状と課題について

#### (1) 入会状況の推移（各年度5月1日現在）

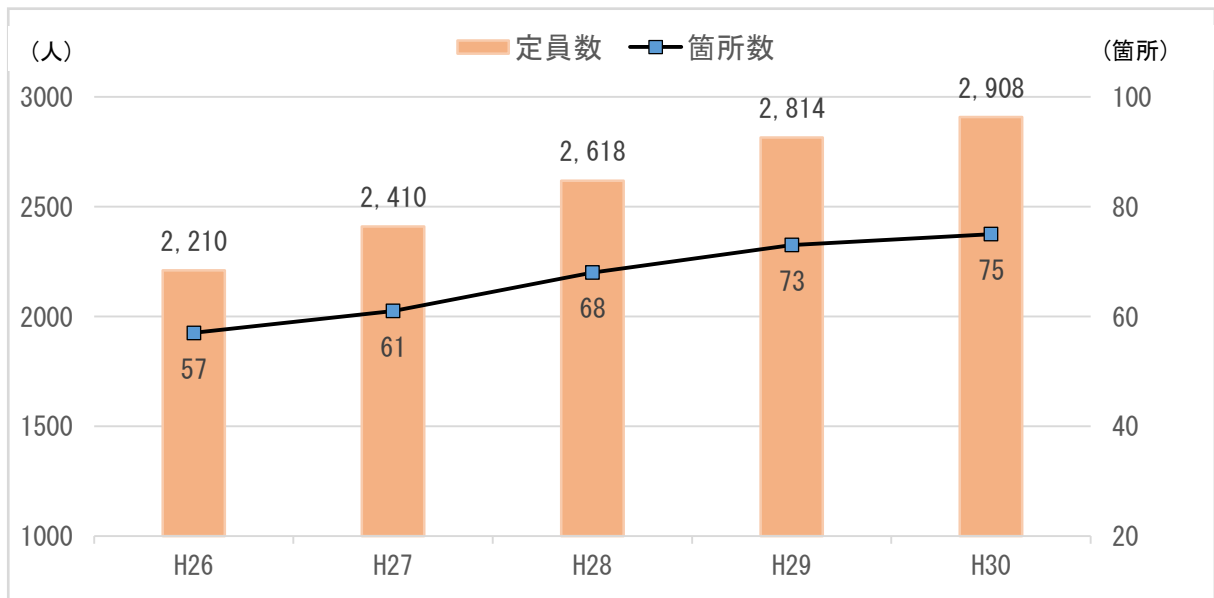


区分	H26	H27	H28	H29	H30
申込数	2,345人	2,764人	2,704人	2,633人	2,720人
入会数	2,245人	2,476人	2,572人	2,633人	2,720人
待機数	100人	288人	132人	0人	0人

※平成27年4月から子ども・子育て新制度移行（3年生までから6年生までに対象拡大）

※平成28年12月以降、待機児童ゼロを継続

#### (2) 整備状況の推移（各年度5月1日現在）



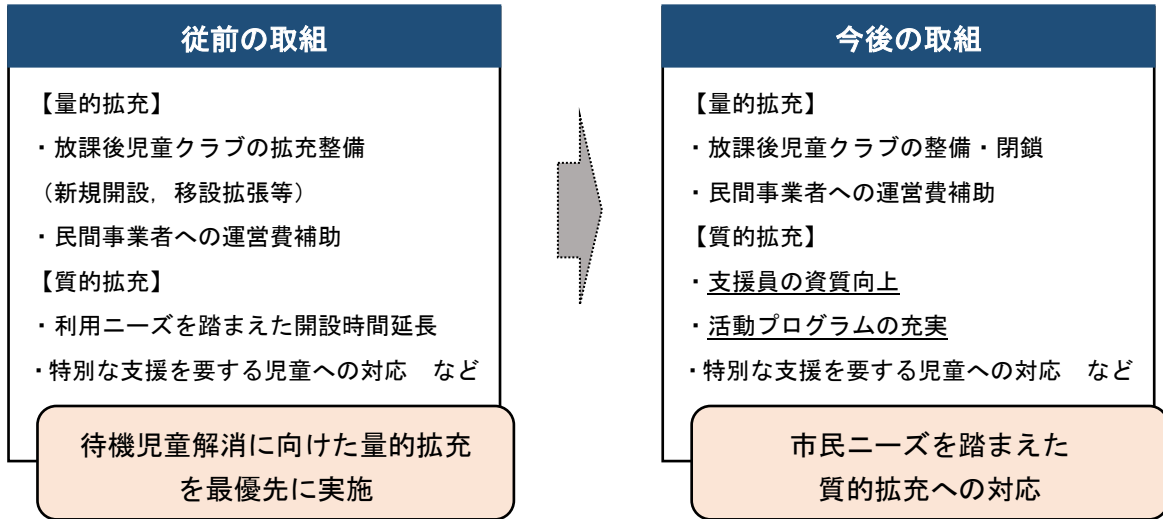
区分	H26	H27	H28	H29	H30
定員数	2210人	2,410人	2,618人	2,814人	2,908人
箇所数	57箇所	61箇所	68箇所	73箇所	75箇所

※小学校内余裕教室，小学校敷地内専用施設，民間賃借物件等に設置

※平成30年8月に知新第二，9月に神楽第二を開設

## 今後の取組の方向性

平成28年12月以降、待機児童ゼロを継続しており、今後は市民ニーズが量から質へとシフトしていくことが予想される。なかでも関心が高いのは児童と直接関わる支援員の資質向上であると考えられるが、これを含めた放課後児童クラブの質的拡充に今後取り組む必要がある。



### 量的拡充から質的拡充へ

#### (3) 現状における課題

項目	内容
サービスの均質化・良質化	児童の支援や活動内容の企画・実施に関し、支援員個人のスキルや経験に依存している面が多く、放課後児童クラブ毎のサービス内容にばらつきが見られる状況にあり、均質かつ良質なサービス提供が求められる。
指導・研修体制	クラブ数増加等により、支援員への指導・研修体制の充実等の十分な対応が難しい状況にある。
支援員の処遇	市嘱託職員という身分上、報酬額や労働時間などの処遇（週29時間の労働時間の制限有）が硬直的にならざるを得ず、長時間の勤務を希望する支援員の労働意欲向上や幅広い人材確保の支障となっている。
運営の効率化	平成29年度旭川市行財政改革推進委員会答申及び行政評価検討会議最終評価において、「他都市では民間で運営している事例も多く、外部委託等効率的な運営方法について検討すること」とされるなど、より効率的な運営が求められている。

#### 4 他都市の状況について

##### (1) 中核市における主な実施形態（平成30年度）

公設公営	公設民営	民設民営
23市	22市	9市

※中核市54市のうち、22市が主として公設民営により実施

※本市では主として公設公営により実施

⇒公設公営73箇所、公設民営2箇所、民設民営14箇所（H30.5.1現在）

##### (2) 他都市における民間委託の実施状況

項目	内容
導入の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウを活かした事業運営への転換により、放課後児童クラブの質の向上を図ることとした。</li> <li>・クラブ数の増加に伴い支援員の確保が困難となってきた状況があり、民間委託により安定的な人材の確保を図ることとした。</li> <li>・人材確保を含めた雇用管理や巡回業務等、年々事務量が増加していたことから、民間委託により事務効率の改善を図ることとした。</li> </ul>
導入の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体への委託を優先し、その外の箇所を民間事業者へ委託した。</li> <li>・全クラブ一括で民間委託を実施した。</li> <li>・市内を複数ブロックに分け、数年かけて完全実施した。</li> </ul>
受託者の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会（地域で構成：自治会や保護者等）、保護者会</li> <li>・社会福祉協議会、社会福祉法人（保育所、認定こども園 など）</li> <li>・株式会社（子育て関連施設管理運営、人材派遣、学習塾 など）</li> <li>・NPO法人（地域で構成、民間学童保育事業者）</li> </ul>
導入による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者のネットワークを活用し、専門の講師の派遣等による活動プログラムの充実を図ることができた。</li> <li>・受託者のネットワークを活用し、研修の充実を図ることができた。</li> <li>・巡回強化により、支援員への指導体制が充実した。</li> <li>・受託者が調整してブロック内で人員の応援を行うなど、支援員の安定的な配置が可能になった。</li> <li>・業務の効率化により時間外勤務減と人員の削減を図ることができた。</li> </ul>
導入後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場での問題点が見えにくくなるため、緊急性のあるものは、現場から受託者と市に同時に一報が入るようにした。</li> <li>・複数の受託者間で認識の違いや業務内容についての考え方に大きな差が生じないように、各受託者との調整、担当課主催の研修実施、契約の考え方の再確認等が必要である。</li> </ul>
関係者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会や直接学校を訪問し説明した。</li> <li>・学校単位で保護者説明会を実施した。</li> <li>・運営内容は大きく変わらず、支援員も継続雇用される旨を丁寧に説明し、学校や保護者の理解を得られた。</li> <li>・支援員に対し、原則継続して勤務することが可能であり、市と同等以上の処遇での雇用となる旨を説明し理解を得た。</li> <li>・処遇が悪化するのではないかと不安から、当初一部の支援員から委託反対の声があったが、丁寧に説明することで理解を得ることができた。</li> </ul>

## 5 本市における民間委託導入の検討について（案）

本市では、これまで待機児童解消に向けた量的拡充を最優先に取り組んできた結果、平成28年12月に待機児童が解消されて以降、現在まで待機児童ゼロを継続している。一方で、これまで利用ニーズを踏まえた開設時間の延長や特別な支援を要する児童に対する支援員の加配対応等、質的拡充にも取り組んできたところであるが、近年の放課後児童クラブの箇所数の増加に伴い、安定的な人材確保や支援員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において課題が生じており、待機児童が解消された状況にある中、さらなる質的拡充により市民サービスの向上を図る必要がある。

これらの課題に対し、現状においては、ハローワークや求人情報誌の活用、子育て支援員研修を修了した者を補助員として任用するなど人材確保に努めているが、特に長期休業期間の人員不足への対応に苦慮する状況が続いている。また、支援員の資質向上に関しては、担当課が実施する研修に加え、関係機関が主催する研修への受講機会を設けているが、さらに研修内容や研修機会の充実を図る必要がある。このほか、各放課後児童クラブで提供するサービスについても、一層の向上が求められるところである。

こうした中、平成29年度旭川市行財政改革推進委員会答申及び行政評価検討会議最終評価においては、外部委託等の効率的な運営方法の検討が求められたところであるが、他都市では、民間委託の導入によって、運営の効率化に加え、放課後児童クラブの質的拡充に成果を挙げている状況も見られ、本市にとっても有効な運営手法であると考えられる。

以上のことから、本市の放課後児童クラブが抱える課題に対応し、市民サービスの向上を図るため、民間委託の導入を検討するものである。

なお、民間委託の導入においては、事業費の増加が想定されるところであり、受益と負担の考え方から運営負担金の見直しについて、放課後児童クラブの質的拡充を踏まえた検討が必要である。

### （1）目的

民間事業者への運營業務委託により、安定した放課後児童クラブ運営はもとより、民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や経験等の活用による均質で良質なサービスの提供をもって、児童の安全で安心な放課後の居場所としての放課後児童クラブを確立し、子育てと仕事の両立支援を図る。

### （2）期待される効果

項目	内容
均質かつ良質なサービスの提供	民間事業者が有する知識や経験、人材の活用により、均質かつ良質なサービスを提供する。
支援員の資質向上	民間事業者が有する多様な経験やコネクション等を活用した研修体制の確立や巡回等による指導体制の強化により、支援員の資質向上を図る。
支援員の処遇向上	賃金額や労働時間の弾力的な設定・運用等に伴う処遇向上により、支援員の労働意欲を高めるとともに、安定的かつ良質な人材の確保を図ることで、円滑な放課後児童クラブ運営を実現する。
事務の効率化	支援員の雇用・配置調整や労務管理、各児童クラブへの巡回業務等の削減により、事務の効率化を図る。

### （3）委託の方法

社会福祉法人が運営する認定こども園の施設内で現在委託により運営されている旭川小第二及び西神楽を除くすべての放課後児童クラブについて、スケールメリットを踏まえ、一定規模のブロックに分割した上でブロックごとの業務委託とし、委託の時期に関しては、直営と委託運営において、実施内容や支援員の処遇等に差が生じないように全ブロック一斉の実施とする。

※実施に当たっては、保護者・学校・支援員の理解を得られるように努めるものとする。

- ・ 保護者～児童の支援や活動内容の企画・実施に関することへの懸念
- ・ 学 校～校内で民間事業者が運営することに対する学校管理上の懸念
- ・ 支援員～嘱託職員から身分が変わることでの処遇に関する懸念

(4) 委託期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで（5年間）

※契約締結の日から2020年3月31日までを準備期間とし、運営に関する知識の習得や運営体制の把握、支援員等の確保、体制確立などを行うものとする。

(5) 業務分担

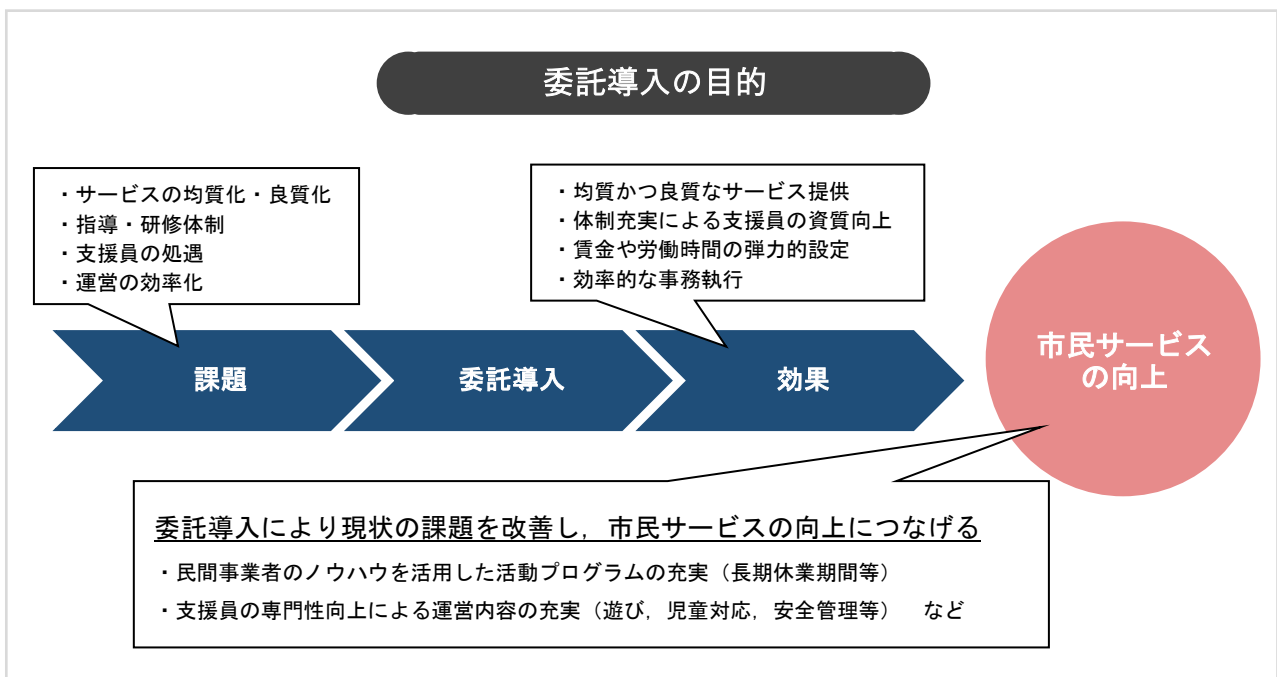
受託者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブの運営業務全般（児童の育成支援、日常業務、学校との日常的な連絡調整等）</li> <li>・ 入会関係書類の配布、受付</li> <li>・ 児童クラブ費の徴収・管理</li> <li>・ 支援員の採用、労務管理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入会関係書類の審査及び入会決定</li> <li>・ 運営負担金徴収</li> <li>・ 施設・設備管理、</li> <li>・ 児童クラブの開設・閉鎖</li> <li>・ その他必要な業務</li> </ul>

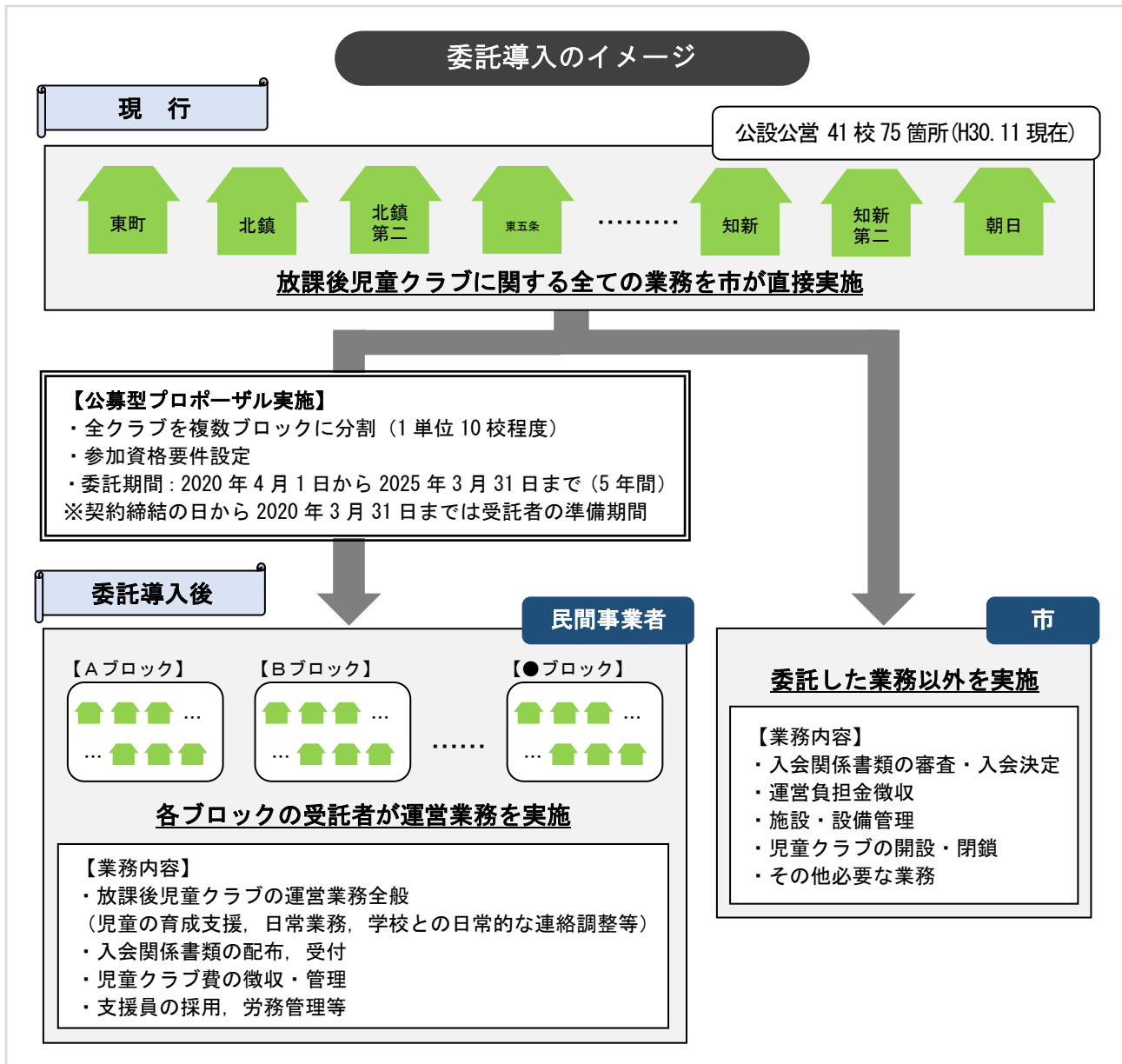
(6) 受託者の選定

支援員への指導・研修体制の充実や児童クラブの活動内容の充実、安定的かつ良質な人材の確保等に関しては、受託者の能力やセンス、経験等により実施内容や方法に差異が生じるものであり、仕様書等での具体的な内容の規定が困難であるため、公募型プロポーザル方式により選定する。

(7) ブロック割りの考え方

- ・ 全クラブを複数ブロックに分割することにより、複数の民間事業者が受託できる体制とし、競争による質の向上やリスク回避に繋げる。
- ・ 市と受託者の双方が一定のスケールメリットを見出せるよう10校程度を1単位とする。





## 6 全体スケジュール (案)

年度	内容	時期
2018	■子ども・子育て審議会専門部会① (運営方法等検討)	1 1 月～1 2 月
	■第 3 回子ども・子育て審議会 (検討結果報告)	1 2 月
	■関係者説明・周知 (学校, 支援員, 保護者) ※アンケート調査実施	1 2 月～2 月
	■子ども・子育て審議会専門部会② (説明結果等報告, 実施方法 (ブロック割り, 業者選定方法等) 検討)	3 月
2019	■公募手続開始	4 月
	■審査会 (子ども・子育て審議会専門部会) の設置 (実施要領, 審査方法, 評価基準の審議・決定)	5 月
	■公募実施 (説明会, 参加表明書受付, 結果通知, 企画提案書受付)	6 月～8 月
	■審査会 (企画提案書審査, ヒアリング実施・評価, 受託候補者決定)	9 月
	■契約締結 (仕様書作成, 見積書徴収, 契約締結, 結果公表)	1 0 月
	■準備期間 (学校への挨拶, 支援員の任用, 保護者への周知)	1 1 月～3 月
2020	■委託による運営開始	4 月



